## 議案第4号

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和7年3月27日提出

東広島市教育委員会 教育長 市 場 一 也

## 1 提案理由

令和7年4月1日付けで担当課長制の導入に合わせて課内室を廃止すること等に伴い、業務執行体制の変更に係る規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

また、生涯学習課が所管している黒瀬生涯学習センター、豊栄生涯学習センター及び安芸津生涯学習センターが、令和7年4月1日から東広島市教育文化振興事業団の指定管理施設になることに伴う規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

# 2 改正の内容

- (1) 東広島市教育委員会組織規則の一部改正
  - ア 学校教育部指導課情報教育推進室を廃止する。
  - イ 生涯学習部文化課市史編さん室を廃止し、「市史編さん係」とする。
  - ウ 東広島市教育文化振興事業団の指定管理に伴い、生涯学習センターに関す る規定を削除し、生涯学習部生涯学習課学習支援係の分掌事務の所要の規 定の整理を行う。
  - エ その他所要の規定の整理を行う。

- (2) 東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正
  - ア 理事、調整監、室長、地域生涯学習センター長の職を廃止する。
  - イ 担当課長の職を設置する。
- 3 施行期日

令和7年4月1日

# 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に 属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。 東広島市教育員会規則第 号

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

東広島市教育委員会 教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(東広島市教育委員会組織規則の一部改正)

第1条 東広島市教育委員会組織規則(平成19年東広島市教育委員会規則第3 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第21条」に、「第24条」を「第22条」に改める。

第5条の表部の項中「及び室」を削り、同表学校教育部の部中

Γ

	指導課						
	情報教育推 進室		を				
	進室						
			J				
Г							
ı			•				
	指導課		に改め				

同表生涯学習部の部中

Γ

文化課	文化財係、芸術振興係、調査係	1
市史編さん	市史編さん係	
室		1

を

Γ

→ イレ 意田	ナルサゼ	生 徒 拒 卿 权	田木な	古出妇を)
文化課	义化灼/术、	芸術振興係、	<b>训</b> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	川火柵さん
,				
	係			
	VN.			

に改め

る。

第7条第1項の表学習支援係の項第1号中「中央生涯学習センター」を削り、同項第2号中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改め、同項第4号中「学習メニューブック及び」を削り、同項第10号中「ボランティア活動支援センターの管理運営」を「ボランティア」に改め、同項第11号中「生涯学習センター」を「文化・学習センター」に改め、同項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項の表芸術振興係の項第6号中「第20条第2号」を「第18条第2号」に改め、同表市史編さん室市史編さん係の項中「市史編さん室市史編さん係」を「市史編さん係」で改め、同表市史編さん係の項中「市史編さん室市史編さん係」を「市史編さん係」に改め、同条第4項の表青少年育成係の項第5号中「第22条及び第23条」を「第20条及び第21条」に改める。

第16条及び第17条を削り、第18条を第16条とし、第19条から第23 条までを2条ずつ繰り上げる。

第4章中第24条を第22条とする。

(東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 東広島市教育委員会職の設置に関する規則(平成19年東広島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1理事の項及び調整監の項を削り、同表課長の項の次に次のように加える。

担当課	課	上司の命を受け、所管の職員	必要に応じ置く。
長		を指揮監督し、特命事項の推	
		進を行うとともに、所管の事	
		務を掌理する。	

別表第1室長の項を削る。

別表第2組織規則第16条に規定する地域生涯学習センター(以下この部において「地域生涯学習センター」という。)の項を削り、同表組織規則第18条に規定する出土文化財管理センター(以下この部において「出土文化財管理センタ

ー」という。) の項中「第18条」を「第16条」に改める。 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

東広島市教育委員会組織規則(平成19年教育委員会規則第3号)新旧対照表

70-12-11-041-25-12-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-								
	親	Ť	旧					
目次			目次					
第1章 総則	(第1条-第3条)		第1章 総則	(第1条-第3条)				
第2章 事務局	局(第4条─第11条)		第2章 事務局	局(第4条─第11条)				
第3章 教育榜	幾関(第12条─ <mark>第2</mark> 1彡	<del>{</del> })	   第3章 教育核	幾関(第12条 <del>一第</del> 23彡	<del>条</del> )			
	(第22条)	_		(第24条)				
附則	( <u>214 = = 214</u> )		附則	( <u>&gt;14 = &gt;14</u> )				
(事務局の内部	·····································		(事務局の内部	沼組織)				
1	の内部組織を次のとおり記	<b>殳置する</b> 。		の内部組織を次のとおり記	<b>役置する。</b>			
部	課	係等	部	課及び室	係等			
学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係	学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係			
	学事課	学務職員係、保健給食係		学事課	学務職員係、保健給食係			
	指導課			指導課				
				情報教育推進室				
生涯学習部	生涯学習課	地域の学びの企画係、学習支援係、人 権教育担当	生涯学習部	生涯学習課	地域の学びの企画係、学習支援係、人権教育担当			
	スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係		スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係			
	文化課	文化財係、芸術振興係、調査係、市史		文化課	文化財係、芸術振興係、調査係			
		編さん係						
				市史編さん室	市史編さん係			
	青少年育成課	放課後児童係、青少年育成係		青少年育成課	放課後児童係、青少年育成係			
(生涯学習部の	分掌事務)		(生涯学習部の分掌事務)					
第7条 生涯学習	習部生涯学習課の各係及び	<b>が担当の分掌事務は、おおむね次のとおり</b>	第7条 生涯学習部生涯学習課の各係及び担当の分掌事務は、おおむね次のとおり					
とする。			とする。					
地域の学びの企	<b>企画係</b>		地域の学びの企画係					

- (1) 部の総括事務に関すること。
- (2) 文化芸術、スポーツ、青少年の健全な育成その他生涯学習に関する全て の活動に係る事業の統括及び部の事業の企画運営に関すること。
- (3) 社会教育委員会議に関すること。

地域の字びの企画係

- (1) 部の総括事務に関すること。
- (2) 文化芸術、スポーツ、青少年の健全な育成その他生涯学習に関する全て の活動に係る事業の統括及び部の事業の企画運営に関すること。
- (3) 社会教育委員会議に関すること。

旧

- (4) アザレア賞に関すること。
- (5) 後援に関すること。
- (6) 図書館の管理運営に関すること。
- (7) 図書館協議会に関すること。
- (8) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団(総務課に限る。)に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

#### 学習支援係

- (1) 主催講座に関すること。
- (2) 地域センター、<u>文化・学習センター</u>等において実施される生涯学習に関する活動に係る総合的な企画立案並びに指導、研修及び助言に関すること。
- (3) 大学、企業、試験研究機関等との連携及び協働に関すること。
- (4) 生涯学習パスポートに関すること。
- (5) 生涯学習まちづくり出前講座に関すること。
- (6) 生涯学習フェスティバルの実施に関すること。
- (7) 家庭教育支援に関すること。
- (8) 社会教育に関する調査研究及び報告に関すること。
- (9) 地域行事に関すること。
- (10) ボランティア\_\_\_\_\_\_及び生涯学習指導者人材バンクに関すること。
- (11) 文化・学習センターの管理運営に関すること。
- (12) 創作村その他の社会教育施設の管理運営に関すること。
- (13) 天文台広場の管理運営に関すること。
- (14) 視聴覚ライブラリーに関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習活動事業に関すること。

#### 人権教育担当

- (1) 人権教育の基本方針の企画立案に関すること。
- (2) 人権教育の推進計画に関すること。

- (4) アザレア賞に関すること。
- (5) 後援に関すること。
- (6) 図書館の管理運営に関すること。
- (7) 図書館協議会に関すること。
- (8) 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団 (総務課に限る。) に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

#### 学習支援係

- (1) 中央生涯学習センター主催講座に関すること。
- (2) 地域センター、<u>生涯学習センター</u>等において実施される生涯学習に関する活動に係る総合的な企画立案並びに指導、研修及び助言に関すること。
- (3) 大学、企業、試験研究機関等との連携及び協働に関すること。
- (4) 学習メニューブック及び生涯学習パスポートに関すること。
- (5) 生涯学習まちづくり出前講座に関すること。
- (6) 生涯学習フェスティバルの実施に関すること。
- (7) 家庭教育支援に関すること。
- (8) 社会教育に関する調査研究及び報告に関すること。
- (9) 地域行事に関すること。
- (10) ボランティア<u>活動支援センターの管理運営</u>及び生涯学習指導者人材バンクに関すること。
- (11) 生涯学習センターの管理運営に関すること。
- (12) 市民文化センターの管理運営に関すること。
- (13) 創作村その他の社会教育施設の管理運営に関すること。
- (14) 天文台広場の管理運営に関すること。
- (15) 視聴覚ライブラリーに関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習活動事業に関すること。

## 人権教育担当

- (1) 人権教育の基本方針の企画立案に関すること。
- (2) 人権教育の推進計画に関すること。

- (3) 人権教育の指導及び助言に関すること。
- (4) 人権教育の総合調整に関すること。
- 2 (略)
- 3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 文化財係
  - (1) 文化財に係る基本方針の企画立案に関すること。
  - (2) 文化財の指定、認定及び選定に関すること。
  - (3) 東広島市文化財保護審議会に関すること。
  - (4) 文化財(埋蔵文化財を除く。)に係る施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)の整備、管理及び活用に関すること。
  - (5) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の保護、保存及び活用並びにこれらの指導に関すること。
  - (6) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の調査研究に関すること。
  - (7) 文化財関係団体の育成に関すること。
  - (8) その他文化財(埋蔵文化財を除く。)に関すること。
  - (9) 課の庶務に関すること。

## 芸術振興係

- (1) 芸術文化の振興に関すること。
- (2) 東広島芸術文化ホール(東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する 条例(平成26年東広島市条例第5号)第1条に規定する東広島芸術文化ホ ールをいう。)の管理運営に関すること。
- (3) 芸術文化に関する活動を行う団体に関すること。
- (4) 文化活動に関すること。
- (5) 美術館の管理運営に関すること。
- (6) 美術館協議会(東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成3 1年東広島市条例第5号)第19条第1項に規定する東広島市立美術館協議 会をいう。第18条第2号において同じ。)等の庶務に関すること。

#### 調査係

(1) 埋蔵文化財の取扱いに関すること。

旧

- (3) 人権教育の指導及び助言に関すること。
- (4) 人権教育の総合調整に関すること。
- 2 (略)
- 3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 文化財係
  - (1) 文化財に係る基本方針の企画立案に関すること。
  - (2) 文化財の指定、認定及び選定に関すること。
  - (3) 東広島市文化財保護審議会に関すること。
  - (4) 文化財(埋蔵文化財を除く。)に係る施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)の整備、管理及び活用に関すること。
  - (5) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の保護、保存及び活用並びにこれらの指導に関すること。
  - (6) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の調査研究に関すること。
  - (7) 文化財関係団体の育成に関すること。
  - (8) その他文化財(埋蔵文化財を除く。)に関すること。
  - (9) 課の庶務に関すること。

#### 芸術振興係

- (1) 芸術文化の振興に関すること。
- (2) 東広島芸術文化ホール (東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する 条例 (平成26年東広島市条例第5号) 第1条に規定する東広島芸術文化ホ ールをいう。) の管理運営に関すること。
- (3) 芸術文化に関する活動を行う団体に関すること。
- (4) 文化活動に関すること。
- (5) 美術館の管理運営に関すること。
- (6) 美術館協議会(東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例(平成3 1年東広島市条例第5号)第19条第1項に規定する東広島市立美術館協議 会をいう。<u>第20条第2号</u>において同じ。)等の庶務に関すること。

#### 調査係

(1) 埋蔵文化財の取扱いに関すること。

- (2) 出土文化財の整理、収蔵及び保存管理に関すること。
- (3) 出土文化財及びその関係資料の活用に関すること。
- (4) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- (5) 出土文化財管理センターの管理運営に関すること。
- (6) その他埋蔵文化財に関すること。

#### 市史編さん係

- (1) 市史の編さんに係る基本方針の企画立案に関すること。
- (2) 市史の編さんに係る歴史遺産及び歴史資料に係る資料の収集及び調査研究に関すること。
- (3) 市史の編さんに当たって収集した資料の保存及び活用に関すること。
- (4) 東広島市史編さん委員会 (附属機関の設置に関する条例 (昭和50年東 広島市条例第34号) 別表に掲げる東広島市史編さん委員会をいう。) に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市史の編さんの推進に関すること。
- 4 生涯学習部青少年育成課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 放課後児童係
  - (1) 児童館に関すること(補助執行により執行する事務に限る。)。
  - (2) 放課後児童健全育成事業に関すること(補助執行により執行する事務に限る。)。
  - (3) 課の庶務に関すること。

## 青少年育成係

- (1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例(平成13年東広島市条例第5号)第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 青少年の育成活動に関すること。
- (3) 青少年の補導指導及び相談事業に関すること。
- (4) 青少年問題に関する調査研究に関すること。
- (5) 児童青少年センター(東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第 1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第20条及び第2 1条において同じ。)の施設等の管理運営に関すること。
- (6) 青少年育成東広島市民会議及び"社会を明るくする運動"「青少年の非

旧

- (2) 出土文化財の整理、収蔵及び保存管理に関すること。
- (3) 出土文化財及びその関係資料の活用に関すること。
- (4) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- (5) 出土文化財管理センターの管理運営に関すること。
- (6) その他埋蔵文化財に関すること。

#### 市史編さん室市史編さん係

- (1) 市史の編さんに係る基本方針の企画立案に関すること。
- (2) 市史の編さんに係る歴史遺産及び歴史資料に係る資料の収集及び調査研究に関すること。
- (3) 市史の編さんに当たって収集した資料の保存及び活用に関すること。
- (4) 東広島市史編さん委員会 (附属機関の設置に関する条例 (昭和50年東 広島市条例第34号) 別表に掲げる東広島市史編さん委員会をいう。) に関 すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市史の編さんの推進に関すること。
- 4 生涯学習部青少年育成課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 放課後児童係
  - (1) 児童館に関すること(補助執行により執行する事務に限る。)。
  - (2) 放課後児童健全育成事業に関すること(補助執行により執行する事務に限る。)。
  - (3) 課の庶務に関すること。

## 青少年育成係

- (1) 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例(平成13年東広島市条例第5号)第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 青少年の育成活動に関すること。
- (3) 青少年の補導指導及び相談事業に関すること。
- (4) 青少年問題に関する調査研究に関すること。
- (5) 児童青少年センター(東広島市児童青少年センター設置及び管理条例第 1条の規定により設置された児童青少年センターをいう。第22条及び第2 3条において同じ。)の施設等の管理運営に関すること。
- (6) 青少年育成東広島市民会議及び"社会を明るくする運動"「青少年の非

行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関すること。

- (7) 成人式に関すること。
- (8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。
- (9) 地域学校協働活動(社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第 2項に規定する地域学校協働活動をいう。)に関すること。

(削る)

(削る)

(出土文化財管理センター)

第16条 (略)

(出土文化財管理センターの所属)

<u>第17条</u> (略)

(美術館)

第18条 (略)

(美術館の所属)

第19条 (略)

旧

行・被害防止に取り組む運動」東広島市推進委員会に関すること。

- (7) 成人式に関すること。
- (8) 社会教育関係団体の指導及び育成に関すること。
- (9) 地域学校協働活動(社会教育法(昭和24年法律第207号)第5条第 2項に規定する地域学校協働活動をいう。)に関すること。

(地域生涯学習センター)

- 第16条 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年東広島市条例第168号。以下この条において「生涯学習センター条例」という。) に基づき設置された東広島市黒瀬生涯学習センター、東広島市福富生涯学習支援センター、東広島市豊栄生涯学習センター、東広島市河内生涯学習支援センター及び東広島市安芸津生涯学習センター(以下この条及び次条において「地域生涯学習センター」と総称する。)の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。ただし、東広島市福富生涯学習支援センター及び東広島市河内生涯学習支援センターについては、第2号及び第5号を除く。
  - (1) 生涯学習センター条例第3条各号に掲げる事業に関すること。
  - (2) 地域生涯学習センターの施設等の使用許可に関すること。
  - (3) 社会体育施設の使用許可に関すること。
  - (4) 使用料の徴収及び還付に関すること。
  - (5) 地域生涯学習センターの管理運営に関すること。
  - (6) 地域生涯学習センターの庶務に関すること。

(地域生涯学習センターの所属)

第17条 地域生涯学習センターの所属は、生涯学習部生涯学習課とする。

(出土文化財管理センター)

第18条 (略)

(出土文化財管理センターの所属)

<u>第19条</u> (略)

(美術館)

第20条 (略)

(美術館の所属)

第21条 (略)

新	旧
(児童青少年センター)	(児童青少年センター)
第20条 (略)	<u>第22条</u> (略)
(児童青少年センターの所属)	(児童青少年センターの所属)
<u>第21条</u> (略)	<u>第23条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第22条</u> (略)	<u>第24条</u> (略)

# 東広島市教育委員会職の設置に関する規則(平成19年教育委員会規則第4号)新旧対照表

来四面印 <u>积</u>	月安貝云峨以以	直に関する規則(平成19年教』	1 安貝 云		<u> </u>				
		新		旧					
別表第1(第3条関係)					別表第1(第3条関係)				
職名	職の置かれる 組織	職務	備考	職名	職の置かれる 組織	職務	備考		
部長	部	教育長の命を受け、所属職員を 指揮監督し、部の事務を掌理す る。		部長	部	教育長の命を受け、所属職員を 指揮監督し、部の事務を掌理す る。			
(削る)				<u>理事</u>		教育長の特命事項を統括し、関 係部局長と連携して施策の積極 的な推進を図る。	必要に応じ置く。		
教育監	部	上司の命を受け、教育長及び部 長を補佐し、命ぜられた部の事 務を整理する。	必要に応じ置く。	教育監	部	上司の命を受け、教育長及び部 長を補佐し、命ぜられた部の事 務を整理する。	必要に応じ置く。		
次長	部	上司の命を受け、部長を補佐し、 命ぜられた部の事務を整理す る。	必要に応じ置く。	次長	部	上司の命を受け、部長を補佐し、 命ぜられた部の事務を整理す る。	必要に応じ置く。		
(削る)				調整監	部	上司の命を受け、部長を補佐し、 所管の職員を指揮監督して命ぜ られた事務の総合調整を行う。	必要に応じ置く。		
課長	課	上司の命を受け、所属職員を指 揮監督し、課の事務を掌理する。		課長	課	上司の命を受け、所属職員を指 揮監督し、課の事務を掌理する。			
担当課長	課	上司の命を受け、所管の職員を 指揮監督し、特命事項の推進を 行うとともに、所管の事務を掌 理する。	必要に応じ置く。						
(削る)				<u>室長</u>	室	上司の命を受け、所属職員を指 揮監督し、室の事務を掌理する。	必要に応じ置く。		
(略)				(略)					
別表第2(	第3条関係)			別表第2(	第3条関係) 第3条関係)				
職の置かえ 組織	いる 職名	職務	備考	職の置かえ 組織	いる 職名	職務	備考		

	新				旧			
組織規則第1 4条に規定す る学校給食セ	所長	上司の命を受け、所属職員を指 揮監督し、センターの事務を掌 理する。		組織規則第1 4条に規定す る学校給食セ	所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、センターの事務を掌理する。		
ンター(以下 この部におい て「センター」	副所長	上司の命を受け、所管の職員を 指揮監督し、所管の事務を掌理 する。	必要に応じ置く。	ンター(以下 この部におい て「センター」	副所長	上司の命を受け、所管の職員を 指揮監督し、所管の事務を掌理 する。	必要に応じ置く。	
という。)	所長補佐	上司の命を受け、所長を補佐し、 センターの事務を整理する。	必要に応じ置く。	という。)	所長補佐	上司の命を受け、所長を補佐し、 センターの事務を整理する。	必要に応じ置く。	
	専門員	上司の命を受け、所定の専門事 項の調査、研究又は審査等を行 う。	必要に応じ置く。		専門員	上司の命を受け、所定の専門事 項の調査、研究又は審査等を行 う。	必要に応じ置く。	
	指導主事	上司の命を受け、学校給食における栄養管理、衛生管理その他専門的事項の指導に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。		指導主事	上司の命を受け、学校給食における栄養管理、衛生管理その他専門的事項の指導に関する事務を整理する。	必要に応じ置く。	
	係長	上司の命を受け、係員を指揮監督し、係の事務を掌理する。			係長	上司の命を受け、係員を指揮監 督し、係の事務を掌理する。		
	主査	上司の命を受け、担当の事務を 掌理する。	必要に応じ置く。		主査	上司の命を受け、担当の事務を 掌理する。	必要に応じ置く。	
	主任	上司の命を受け、命ぜられた事 務をつかさどる。	必要に応じ置く。		主任	上司の命を受け、命ぜられた事 務をつかさどる。	必要に応じ置く。	
(削る)				組織規則第1 6条に規定す る地域生涯学 習センター (以下この部 において「地 域生涯学習セ ンター」とい う。)	<u>センター</u> 長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、地域生涯学習センターの事務を掌理する。		
組織規則 <u>第1</u> <u>6条</u> に規定す	所長	上司の命を受け、所属職員を指 揮監督し、出土文化財管理セン		組織規則 <u>第1</u> <u>8条</u> に規定す	所長	上司の命を受け、所属職員を指 揮監督し、出土文化財管理セン		

新				IB			
る出土文化財		ターの事務を掌理する。		る出土文化財		ターの事務を掌理する。	
管理センター				管理センター			
(以下この部				(以下この部			
において「出				において「出			
土文化財管理				土文化財管理			
センター」と				センター」と			
いう。)				いう。)			